

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】

2020年8月3日現在

～2020年8月2日

2020年8月3日～

附則（令和2年7月29日 A P S 1 第00674648号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年8月3日から実施します。

（経過措置）

2 附則（A P S 1 第00653965号（令和2年5月28日））の2における改正前の規定により提供している第2種ドットフォンサービス（タイプ2に係るものに限ります。）に関する料金その他取扱いについて、2-2-5「着信転送ダイヤルアウト通信料」のイ「通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの」の（ア）「共通編別記17の(4)のオに掲げる契約に基づく加入電話等設備からの通信に係るもの」に規定する料金額に次表を追加して適用します。

（単位：円）

<u>地域</u>	<u>料金額</u>	<u>1の通信につき接続通信時間</u>
		<u>1分までごとに</u>
<u>インマルサットAero</u>		<u>703</u>